

教育委員会定例会（平成22年6月）会議録

1. 日 時	平成22年6月3日（木） 17:00 ～ 18:55
2. 場 所	別子銅山記念図書館 多目的ホール
3. 出 席 者	委員長 宇野 征一 委員 太田 恵理子 三木 由紀子 小野 正 師 教育長 阿部 義澄 事務局長 高橋 康文 総括次長 近藤 清治 次 長 秋 本 司 課 長 関 福生 藤田 秀喜 伊藤 繁次郎 曾 我 幸一 館 長 坂 本 睦美
4. 教育長の 一般報告	教育長報告 5月分行事報告及び6月分行事予定について その他
5. 記録者氏名	社会教育課 帆谷 麻衣
	<p><報 告></p> 報告第 6号 専決処分の報告について (平成21年度補正予算〔第11号〕の議案送付について) 報告第 7号 専決処分の報告について (平成22年度補正予算〔第2号〕の議案送付について) <p><議 案></p> 議案第22号 新居浜市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について 議案第23号 新居浜市社会教育委員の委嘱について 議案第24号 新居浜市立公民館の運営審議会委員の委嘱について 議案第25号 新居浜市地域交流センターの運営審議会委員の委嘱について 議案第26号 新居浜市スポーツ振興審議会委員の任命について 議案第27号 新居浜市立郷土美術館協議会委員の任命について 議案第28号 新居浜市共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について <p><その他></p> (1) 図書館の祝日開館について (2) 学校給食について

<p>宇野委員長</p>	<p>それでは定刻がまいりましたので、平成22年第6回新居浜市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、太田委員さん、三木委員さんをお願いいたします。会期は本日限りといたします。平成22年第5回定例会会議録の承認につきましては、小野委員さんと、太田委員さんにご署名をいただいております。</p> <p>それでは、教育長さんの一般報告をお願いします。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>一般報告を行う前に、今日は朝から浮島小学校の学校訪問ご苦労様でした。肢体不自由児学級を新居浜で初めて設置して、どのような取組ができるのかを探っている最中ですので、またいろいろな忌憚のないご意見を言っていただければと思います。今後ともよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、一般報告を行います。資料の2ページをご覧ください。5月の主な行事についてご報告いたします。</p> <p>9日 2017 えひめ国体強化 第30回三浦旗全国招待少年剣道大会が、市民体育館においてすばらしい熱気の中で開催されました。四国はもとより、中国近畿地方からも、約300チーム、約1500人の小中学生の選手が参加し、会場の市民体育館があふれるばかりの熱気に包まれていました。</p> <p>平成22年度新居浜市少年補導委員協議会総会が開催されました。昭和35年に発足されて以来青少年の健全育成と非行防止を目的とし、主に街頭補導活動が行われています。「親が立ち直れば、子どもは必ず良くなる」の演題で、新居浜警察署生活安全課長岩井 浩氏が現状報告をもとに講演を行いました。</p> <p>10日 愛媛県市町教育委員会連合会の理事会が開催されました。また、愛媛県市町教育委員会連合会総会が、7月16日に新居浜市で開催されることになりました。</p> <p>新居浜文化協会の総会が開催されました。長年の活動に対して、森実民謡会主宰・評議員の森実宝実氏と新居浜短歌会・評議員の船本克己氏に教育委員会から感謝状が贈られました。春の市民文化祭をはじめとして、一年間を通して市民の文化振興を図るための活動に感謝したいと思います。</p> <p>11日 第1回小・中学校教務主任研修会が開催されました。「新学習指導要領の実施に伴う移行措置期間において、自校における教育活動を充実させるために、教務主任としてどのように取り組んでいるか。」の研究主題で研究協議が深められました。</p> <p>12日 浮島小学校肢体不自由特別支援学級の見学を行いました。今年度新設された学級の活動を、担任教諭や指導員・介助員の支援のもとに3人の児童の生活の一端を知ることができました。</p> <p>CAPにはまの高橋雅子代表らのみなさんが、小・中学校、図書館、その他の市の公共施設に、子どもへの暴力防止と人権意識の高揚を図る目的で、「あなたが守るあなたの心・あなたのからだ」・「気持ちの本」を寄贈してくれました。「CAPにはま」には、子どもたちがいじめ・虐待・差別・誘拐などの心と体を傷つけようとするあらゆる暴力から自分を守るための教育プログラム・ワークショップを小学4年生を対象に取り組んでもらっています。</p>

13日 聖マリア幼稚園の園児が市役所を訪れ、日ごろお世話になっている人たちに花束を贈る「聖母の集い」の行事として、市の職員、教育委員会職員に対して花束の贈呈が行われました。5月は「聖母月」と呼ばれ、マリア様に感謝し、賛美する月だそうです。教育委員会からも出席し、着飾ったかわいい園児たちがとても印象的でした。

平成22年度新居浜租税教育推進協議会定期総会が開催されました。小・中・高校生の租税に対する意識向上の租税教育推進のための取組について審議されました。小学生は税の習字、中学生は税に関する標語、高校生は税に関する作文の募集と租税教室の開催の取組を推進しています。

14日 新居浜市教育委員会学校訪問が南中学校から開始されました。また、17日北中学校 18日大生院中学校・若宮小学校 19日西中学校 21日泉川中学校 6月1日惣開・垣生小学校 2日泉川小学校 3日浮島小学校で実施されました。

新居浜市女性連合協議会総会が記念すべき第20回大会として開催されました。

15日 平成22年度新居浜市PTA連合会定期総会が、『すべては子どもたちのために』をスローガンとして開催されました。これまで会員としてPTA活動に貢献された方々の表彰や各校の広報紙のコンクール表彰、市教育委員会から平成22年度の学校教育の指針の説明が行われました。PTAの役割として、子どもたちのために「P=パット、T=楽しく、A=集まろう」との意識で、意見交換のできる組織になると、参加しやすくなるのではないかと考えています。保護者の子どもたちとの関わりにおいて、関心の度合いに差がありすぎるように思います。

16日 前日までの天気予報で、校区運動会の開催が心配される中、当日は素晴らしい運動会日和の中で、地域の方々が多数参加され12校区で実施されました。

18日 新居浜市議会臨時会が開催されました。

新居浜地区保護司会の平成22年度総会が開催されました。

19日 平成22年度市町教育委員会教育長会議が開催され、県教育委員会の重点事項が説明をされました。また、「えひめ教育の日」推進会議の定期総会が開催され、今年度も11月1日のえひめ教育の日と11月中のえひめ教育月間として推進活動を実施していくことを決議しました。

20日 平成22年度の教育懇談会が、学校と保護者・地域との連携を深め、子どもたちを育てる機運を盛り上げようと、大生院中学校区から開始されました。より多くの方々の参加を得たいという思いから、昨年度から市P連の協力を得て開催され、より活発な懇談会とするために、校区の課題や要望について提案をしていただき、話し合っていきたいと思います。

また、23日は川東中学校区で開催されました。

23日 新居浜市地域交流センターの新築セレモニーが雨天の中ではありましたが開催され、利用団体・サークルの成果発表がにぎやかに行われました。

27日 新居浜市就学指導委員会が開催されました。委員の委嘱や任命と今年度の計画について話し合われました。

28日 第2回小中学校教頭研修会が開催され、「学校の安全確保、危機管理のために、教頭としてどのように取り組んでいるか。」「小中学校の連携推進のために、教頭としてどのように取り組んでいるか。」のテーマで研究協議が行われました。

	<p>29日 正光寺山古墳発掘調査現地説明会が午前と午後の2回にわたり開催され、郷土の古代への思いを持つ400名の参加がありました。平成21年1月に発掘が開始され、昨年4月に第1回現地説明会が開催され、歴史に興味関心を持つ小学生の親子や中学生の親子発掘体験が7月31日と8月8日に持たれました。お手元にその時配布された正光寺山古墳群発掘調査現地説明会資料があると思いますので、参考にしてください。</p> <p>6月1日～2日 中学3年生にとって、部活動の集大成となり、運動部活動の成果の発表となる、新居浜市中学校総合体育大会が開催され、各会場で熱戦が繰りひろげられました。なお、種目によっては今週末に決勝が行われる種目もございます。</p> <p>その他、6月の主な行事予定について報告を申し上げます。</p> <p>4日 中萩小学校訪問 議会への所管事務概要説明会 6日 ボーイスカウト愛媛県連盟結成60周年記念カブラリー 7日 船木小学校訪問 泉川中学校区教育懇談会 第3回新居浜市議会定例会本会議 8日 宮西小学校訪問 中萩中学校区教育懇談会 9日 金子小学校訪問 11日 多喜浜小学校訪問 ふれあい運動会（市民体育館） 13日 別子中学校区教育懇談会 14日 中萩中学校訪問 15日～17日 市議会本会議一般質問 18日 福祉教育委員会 フランクリン高校来市（23日まで） 教科書展示会（7月4日まで）（別子銅山記念図書館） 20日 第8回日本語学習者による日本語スピーチコンテスト 学校茶道合同茶会 21日 角野小学校訪問 西中学校区教育懇談会 22日 角野中学校訪問 東中学校区教育懇談会 23日 小中学校教科研修会 24日 市議会定例会本会議 大生院小・金栄小学校訪問 第3回小中学校教頭研修会 25日 高津小学校訪問 南中学校区教育懇談会 26日 愛媛県体育指導委員協議会指導者研修会 27日 第19回少年拳武道選手権大会 28日 東中学校訪問 北中学校区教育懇談会 29日 川東中学校訪問 不登校対策委員会 30日 船木中学校訪問 角野中学校区教育懇談会</p> <p>以上で、一般報告を終わります。</p> <p>宇野委員長 ありがとうございます。一般報告についてのご質問・ご意見等ありませんか。特にないようでしたら、先ほど教育長さんから言われました浮島小学校の特別支援教育の現場、実践を見せていただいた感想を簡単にお聞かせしたいと思います。</p> <p>太田委員 感じたまま言わせていただくと厳しい意見になるかもしれませんが、授業前の運動場に出た遊びで疲れて、授業中だけでも眠っているお子さんもおられて、先生がその子どもの手を取りながら一生懸命に絵を描かせていました。一生懸命なのはよく分かったのですが、は</p>
--	--

<p>宇野委員長</p>	<p>たしてその子どもが望んでいるのはそういう教育なのかなと少し疑問は感じました。かなり療育というのか福祉的な介護も必要でしょうし、排泄、食事にも介護が必要なお子さんを学校の先生に任せきりというのは酷な気もいたしました。以上です。</p> <p>ありがとうございました。三木委員さんお願いします。</p>
<p>三木委員</p>	<p>肢体不自由児に関して、やはり障がいの重い生徒さんは養護学校、特別支援学校に行くことが通常だと思うのですが、私は、育った地域でいろいろなお子さんが教育を受けるということに対してはすごくいいことだと思っております。その本人のわかりにくさもありますが、他のお子さんに対してもいい影響を与えたいと思います。本人さんが他のお子さんと一緒にいるなかで、この子はどういうことを一緒に楽しんでいけるかということと一緒に探していける状況を作れるということで、課題は山積みだと思いますが、私自身としてはいいことだと思っております。当初は大変だと思いますけれども、いいかたちで本人さんも周りのお子さんと一緒に教育を受けていくことができるといいなと思っております。以上です。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>今日、学校との面談時にも話をしましたが、やはり教育という捉え方と療育という捉え方があると思います。あくまでも通常学校の中の特別支援教育であり、その中での肢体不自由児学級である。どちらにウエイトを置くか。また、肢体不自由児学級で指導してくれている上田先生は、県の特別支援学校におられて来ていただきました。新居浜市の通常学校の教員がすぐに代わりができるかといえば、非常に難しいと思っております。そのような意味合いで通常学校における肢体不自由児の子どもに対してどう取り組んでいけばいいのかということが大きな課題であると思ひ、取り組んでいる暗中模索の状況です。そのようなことがいいのかどうかということでは、私自信も非常に教えられるところがあります。特に5月12日の初期の段階で、どのような関わり方で、どのように子どもたちが生活をしているのかを1時間半ほど見学させてもらいました。先ほど太田委員さんも言われましたが、食べることにしても無気力になるといいますか、目をつぶってしまいます。それが寝ているのかどういう状況なのか私は判断できませんでした。彼にとって、目をつぶって動かないのが寝ているのか、拒否しているのか、満足しているのか、わからない状況でどう捉えるのか非常に難しい問題だとは思ひます。普通の授業の時もそのような状況がありましたが、食事の時でも同じでした。ただし、その中です</p>

	<p>ごく活発な子どもがいたと思います。その子どもは、食事の時でも食べる、食べない、次に違うところへ行くといった意思表示をしておりました。三者三様といたしますか、それ以上のいろいろな対応が求められていることも感じました。初めての取組ですし、三木委員さんも言われましたが、地域の子どもは地域で育てたいという思いは私も持っています。そのふたつの中で通常学校がどれだけのことをできるかは、新たな挑戦の意味で取り組んでいきたいと思います。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>曾我発達支援課長をお願いします。</p>
<p>曾我発達支援課長</p>	<p>今回浮島小学校に入学しました1年生の保護者の方につきましては、初めは市外ということも考えておりましたが、やはり新居浜の学校に通いたいということでした。ひとつは新居浜市内の小学校ということもありますが、今治特別支援学校の新居浜分校に入りたいという意見もございました。ただ、新居浜分校につきましては、知的障がい特別支援学校ということで、肢体不自由児の子どもは受け入れないということでした。新居浜分校が本校になるか、重複もしくは肢体不自由児の子どもが受け入れることができれば、保護者の方の考え方も変わってくるのではないかと思います。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>続いて秋本次長さんをお願いします。</p>
<p>秋本次長</p>	<p>全校体制で特別支援教育を核とした教育活動を展開していると感じました。そのことを通して、すべてのお子さん、障がいのあるお子さん、そうでないお子さん、そして関わっている教職員である教員も介護員、指導員もすべての方が特別支援教育を通して、大変成長しているのではないかと感じました。やはり一步一步成長していくという教育の歩みといたしますか大切さというのは尊いですし、今後よりいっそう個に応じた指導のあり方を研究していただいて、それぞれが成長できるようになればいいと感じました。以上です。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>私も見学させていただいたのですが、関わっていただいている先生方や学校全体で、障がいがあってもなくても真剣に子どもたちと向き合ってくれているということを感じました。太田委員さんも言われたように学校の先生に頑張ってもらうのも厳しいかなとも感じたのですが、障がいがある子もない子も一人一人が等しく教育を受ける権利があるということを感じました。先ほど眠っているのかどうなのかわからない子どもについてですが、上田先生という今までも障がいのある子どもたちと関わりのあるプロの先生が関わり始めると、</p>

	<p>目を開けました。やはり、経験のあるプロの先生が関わると子どもたちが変わるのだということを見せていただきました。それと同時に、経験がなく通常学級の子どもと関わっている先生には、なかなか厳しいとも思いました。指導力が十分に必要なので、研修を積んで障がいのある子どもと関わりきれるように勉強を頑張らせていただきたいと感じました。大変教えられることができました。ありがとうございました。</p> <p>そうしましたら報告事項に入りたいと思います。本日、報告第7号 専決処分の報告 平成22年度補正予算（第2号）の議案送付について、追加提出いたします。まず、報告第6号 専決処分の報告について 平成21年度補正予算（第11号）の議案送付について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>近藤総括次長</p>	<p>報告第6号 専決処分いたしました平成21年度の新居浜市一般会計補正予算（第11号）のうち教育委員会関係予算についてご説明申し上げます。議案書の10ページをお開きください。</p> <p><以下、資料に基づき説明></p>
<p>宇野委員長</p>	<p>はい。ありがとうございました。何かご質問・ご意見ありませんか。続きまして報告第7号 専決処分の報告 平成22年度補正予算（第2号）の議案送付について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>近藤総括次長</p>	<p>はい。お手元の第7号 専決処分の報告についての資料をご覧ください。平成22年度の新居浜市一般会計補正予算（第2号）のうち教育委員会関係予算についてご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。</p> <p><以下、資料に基づき説明></p>
<p>宇野委員長</p>	<p>ただいまのご説明について何かご意見・ご質問ありませんか。</p> <p>そうしましたら続いて議案の審議に移りたいと思います。本日の議案は第22号から第28号の7議案ございますが、議案第23号からの6議案は人事案件でございますので、新居浜市教育委員会会議規則第37条の規定により、この会の最後に秘密会で審議させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>はい。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第22号 新居浜市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>藤田学校教育課長</p>	<p>議案第 2 2 号 新居浜市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご説明いたします。議案書の 2 2 ページから 2 6 ページでございます。まず、2 4 ページをお開きください。参照条文としてあります「新居浜市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」第 5 条、第 6 条を読ませていただきます。</p> <p>『(第 5 条：指定学校の変更) 児童生徒等の保護者は、別表第 3 の左欄に掲げる理由により、第 3 条の規定によって指定された学校（以下「指定学校」という。）以外の学校に児童生徒等を入学させようとする場合は、指定学校変更希望申請書（第 1 号様式）により教育委員会に申請しなければならない。ただし、対象となる学年及び期間は、それぞれ同表の中欄に定める学年及び右欄に定める期間とする。</p> <p>（第 6 条：指定学校の変更許可）教育委員会は、前条の規定による申請があった場合において、相当と認めるときは、当該児童生徒等について指定学校の変更を許可するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により指定学校の変更を許可したときは、指定学校変更希望許可書（第 2 号様式）により当該保護者に通知するものとする。』</p> <p>ここでは、児童生徒の保護者は、別表第 3 の左欄に掲げる理由により指定学校以外の学校に児童生徒を入学させようとする場合は、教育委員会に対し指定学校の変更申請をしなければならない旨が規定されております。</p> <p>2 5 ページ、2 6 ページをお開きください。別表第 3 におきましては、『1 転居・転入等の理由』、『2 保護者の就労その他家庭の理由』、『3 地理・地域的な理由』、『4 教育上の配慮による理由』などを指定学校の変更許可基準として定めております。今回の改正は、『3. 地理・地域的な理由』のうち『(1) 住所地から指定小学校までの通学距離より隣接する小学校までの通学距離の方が近い場合で、当該隣接する小学校に就学を希望するとき。』で、この許可基準を改めようとするものでございます。</p> <p>ご案内のとおり、本市の校区は昭和の合併前の旧町村を基本として設定されておまして、一部の校区においては、旧町村にあった学校の児童数が増加し新たに分校として学校が設立され、その校区が定められた学校もあり、必ずしもすべての学校がその校区のほぼ中心に位置しているわけではありません。指定学校が隣接している学校よりも自宅から明らかに遠い地域が存在しています。このようなことから、徒歩通学を原則とする小学生については、通学の安全性や利便性を考慮し、これまで距離のみの観点から指定学校より隣接している学校までの通学距離が近い場合は、保護者からの申請に基づき、当該隣接している学校への通学も認めることとしてきました。しかしながら、市内の校区のうちある地域においては、児童の大半が通学距離を理由と</p>
-----------------	---

して隣接している小学校への校区外通学をしている実態が見受けられるようになりました。校区制を原則として通学区域を定めている本市の状況から、また学校の適正規模の維持、自治会・子ども会活動など地域との関係・連携を図っていく観点からも、児童にとって過度の負担とならない範囲内で、通学距離について一定の基準を設けたいと思います。

それでは、参考資料の新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の右側、現行の規定では、指定小学校までの通学距離より隣接する小学校までの通学距離が近い場合で、その小学校に通学を希望する場合は、保護者からの申請に基づき、指定学校の変更を許可していました。左側、改正案におきましては、指定小学校までの通学距離が直線距離で1.5キロメートルを超え、かつ、隣接する小学校までの通学距離が近い場合に限り、保護者の申請に基づき、指定学校の変更を許可することとするものでございます。

参考資料のアンケート集計結果をご覧ください。これは、昨年小学6年生とその保護者を対象として実施しましたアンケート調査でございます。これによりますと『Q13-1 小学生の通学距離（通学時間・片道）は、徒歩でどの程度までが望ましいと思われますか？』の回答結果として、『ア. 0.5kmまで（約10分）』が95人、『イ. 1.0kmまで（約20分）』が489人、『ウ. 1.5kmまで（約30分）』が350人と、全体の約90%の方が『1.5kmまで』との回答でありました。また、校区が広い小学校の児童や市境の地域にある学校の児童のなかには、1.5kmを超えて指定学校に通学している児童もいます。さらに近年、子どもの体力低下が進んでいると言われるなかで、登下校など日頃から歩くことによる体力の向上も図っていくことも必要であり、小学生の徒歩については、1.0kmで約20分かかると言われておりますけれども、本市の実情から1.5kmで約30分の通学（登下校）は妥当ではないかと考えております。以上の理由から、通学距離を理由とする校区外通学の許可基準に1.5kmを超える場合の距離基準を設けたいと考えております。

なお、今回の改正は、公布の日から施行することとし、平成23年4月1日以後に入学又は転学する者について適用したいと考えております。また、現在通学距離が近いことを理由として、指定学校の変更許可を受け、指定学校以外の小学校に通学している児童については、引き続き通学を認めるとともに、その児童の弟妹で、来年度以降に新入学する者についても、兄姉と同じ小学校に通学できるように附則第2項及び第3項において経過措置を設けて配慮することといたしております。

参考資料としてお渡しいたしました「附則第2項・第3項関係」（事例）をご覧ください。経過措置についてご説明しておきます。まず、

	<p>1点目ですが、現在小学5年生の長女は、通学距離が近いことを理由として、指定学校の変更許可を受けておりますので引き続き通学を認めます。2点目、その弟である長男が平成23年4月1日で新1年生になりますが、この時点で姉である長女が指定学校以外への学校に在籍しているため、姉と同じ学校に通学を認めます。3点目、平成23年生まれの次女が小学校入学する平成29年4月1日時点では、姉兄ともに小学校を卒業しているため、改正後の規則に基づき通学距離だけでは指定学校以外への入学は許可できないといたします。以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>はい。具体的な例も挙げていただきご説明いただきました。何かご質問ありませんか。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>今、藤田課長から提案がありましたが、通学区域の弾力化ということで、5年以上経過して判断をすることとしておりました。アンケート結果からもやはり校区を大事にするという考え方もわかりました。より近い学校がいいという考えであったけれども、校区を大事にするということを考えてみれば、小学校で30分、1.5km以内の通学距離であれば、歩いて通学することには大事な意味合いがあるのではないかと思います。校区を大事にするという考えを基本とし、このような提案といたしました。ご賛同いただければと思っております。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>はい。補足もありましたけれども、ご意見等ないようでしたら、議案第22号についてご承認いただける委員さんは挙手をお願いします。(全員挙手)</p> <p>全員挙手ですので、承認とさせていただきます。続きましてその他の審議に移りたいと思います。その他(1)図書館の祝日開館について、事務局からお願いします。</p>
<p>坂本図書館長</p>	<p>図書館の祝日開館について、今年度ゴールデンウィークに臨時開館をいたしましたので、図書館の利用状況についてご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。</p> <p>平成23年度から本格的な祝日開館に向けて考えております。今年度は、『国民の祝日に関する法律に規定する休日：5月4日(火)、5月5日(水)』『国民の祝日に関する法律に規定する休日が月曜日に当たるときのその翌日：5月6日(木)、7月20日(火)、9月21日(火)、10月12日(火)、1月11日(火)、3月22日(火)』『館内整理日に開館：4月30日(金)、11月2日(火)、1月4日(火)』に臨時開館をする予定にしております。</p> <p>平成21年度の開館日数は286日、1日平均では来館者が893</p>

	<p>人、貸出点数は2,077点となっております。ゴールデンウィークに臨時開館した利用状況ですが、『4月30日(金)臨時開館 来館者:826人、貸出点数:2,170点』『5月1日(土)来館者:1,020人、貸出点数:2,618点』『5月2日(日)来館者:606人、貸出点数:1,442点』『5月3日(月)休館日』『5月4日(火)臨時開館 来館者:591人、貸出点数:1,017点』『5月5日(水)臨時開館 来館者:675人、貸出点数:1,220点』『5月6日(木)臨時開館 来館者:684人、貸出点数:1,678点』となっております。曜日が関係しているのかもしれませんが、土曜日が一日平均をやや上回っておりますが、4日、5日、6日につきましては、平均よりもずいぶん少なくなっている状況でございます。今後は、祝日開館のための職員の勤務体制を検討していきたいと思っております。今回の祝日臨時開館につきましては、職員の休日時間外勤務手当及び代休対応として対処いたしました。平成21年度入館者記録についても、土曜日、日曜日、夏休みには来館者が1日1,000人を超える状況となっております。以上になります。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>ありがとうございました。祝日でも来館者が多くあり、対応職員の方は大変だと思いますが、頑張ってくださいと思います。ご質問はありませんか。</p> <p>それでは(2)学校給食について、ご説明をお願いします。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>先月の定例教育委員会にて、6月の定例教育委員会で学校給食費未納の問題について検討して欲しい旨を報告しておりました。学校給食課で現状を整理していただいておりますので、私からは平成20年度と平成21年度の未納状況をお伝えしたいと思います。平成20年度は394,718,337円の納入が必要だったのですが、小学校22世帯、中学校7世帯の合計29世帯で666,171円が未納でした。そして、平成21年度は425,012,308円の納入が必要だったのですが、小学校41世帯、中学校7世帯の合計48世帯で1,583,250円が未納でした。20年度と21年度ではやや倍増しており、この倍増している状況に非常に危機感を覚え、教育委員会としては放置することができない、対応が必要な状況ではないかということで、学校給食課にも対応について考えていただきました。5月12日に臨時校長会を開き、話合いの場を持ち、学校との対応を始めているところでございます。学校給食課長より具体的な数字等がありましたら説明をお願いします。</p>
<p>伊藤学校給食課長</p>	<p>はい。学校給食課から報告いたします。学校給食費の未納問題についてですが、先ほど教育長から報告がありました額につきましては、</p>

	<p>平成22年3月末現在の数字でございます。その後、5月末に調査をいたしましたところ、平成20年度未納額は594,607円で全体納入額の0.15%にあたります。世帯数といたしましては、小学校22世帯、中学校7世帯の合計29世帯でございます。平成21年度未納額は1,384,785円で全体納入額の0.37%にあたります。世帯数といたしましては、小学校41世帯、中学校7世帯の合計48世帯となっております。20年度の未納者と21年度の未納者につきましては、卒業生の世帯がある関係もございましたけれども、在校生の世帯で20年度に支払ができていない世帯につきましては、21年度においても支払が滞っている方もおります。5月12日の臨時校長会におきまして、各学校の校長先生へ平成22年3月末現在の未納額を公表させていただきました。現在、各学校におきまして校長先生、PTA役員等の方々に6月中旬までに未納者の方に面談をお願いし、支払の請求または督促を行っていただく予定にしております。また、今月から子ども手当等が支給されますことから、6月下旬までに未納給食費の支払に充当していただくようお願いをしているところでございます。今後の予定でございますけれども、6月末現在をもちまして各学校等の状況を把握して、現在教育委員会内部に滞納対策班を設置しており、7月以降において、各学校と対策班とともに未納者の家庭に対して納入をお願いしていくつもりでございます。それでもなお、支払能力があるにもかかわらず、長期間に渡る未納者に対しましては、今後において法的手段を講じることも視野に入れながら、教育委員会で検討してまいりたいと思っております。以上です。</p>
宇野委員長	はい。現在状況を把握中ということですね。
伊藤学校給食課長	はい。最終状況を把握中です。
宇野委員長	<p>未納者についてどのような返答があるかによって、また検討委員会での検討が必要になるかと思えます</p> <p>先日の新聞に『新居浜市教育委員会は5月の校長会で「同一口座化のお願い」を進めると確認。』という文章があったのですが、その内容についてどうなのか、事実であるならばこれからの対応が変わってくるのではないかと思うのですが。</p>
阿部教育長	<p>伊藤課長からも説明がありましたが、5月12日の臨時校長会での内容になりますが、私から給食費の未納金額が年々倍増している状況で、許さざるべき事態になってきているという話をいたしました。臨時校長会で、最悪は子どもの親を訴えるというような事態になってしまいますので、今まで以上の努力を積み重ねて保護者を説得し、法的</p>

	<p>手段に訴えることのないような状況を作り上げるように各学校で取り組んで欲しいと伝えました。特に先ほど、伊藤課長が説明したように6月末までに第1回目子ども手当も支給されることですから、それを含めて各学校で話し合っ欲しいと思います。どうにもならない、どうしても支払いができないという状況、理由があると思いますので、学校と教育委員会の対策班が個別に事例を出して話し合っいき、そして十分に話し合いをしたうえでもう一度、保護者へ対応していきたいと考えております。それでもどうにもならない場合には、法的手段に訴えなければならないと思っております。</p> <p>先ほど新聞記事にあった内容については、学校長からも新聞記事のような内容ではなかったのではないかと問い合わせが学校給食課にもありました。「同一口座化のお願い」という内容が国から発表されたのは、5月20日以降だったと思います。教育委員会には5月28日に県から通知がありました。そのようなことで、同一口座にして欲しいということは、申し上げておりません。同一口座化にできればいいのですが、同一口座に変更してくれるならば、お願いしなくても給食費も支払ってくれるのではないかと思う気持ちもありましたので、そのことについて学校には指示しておりません。</p> <p>ただ、先ほども言いましたように、子どもの親を訴えるということは、教育委員会としては最悪の事態だと思っております。やはり子育ての最終責任といいますか、食べたものに関してはやはり自己負担が原則ではないかと思っておりますので、話し合いで進めていきたいという気持ちが本音です。しかし、どうにもならなければ法的手段に訴えるというのも手段の一つであるということが教育委員会事務局としての思いではありますが、教育委員さんの考えをお聞かせいただければと思います。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>はい。教育委員会として、教育長としての苦しい思いについてご説明いただいたのですが、未納者が増えることも苦しいですし、学校の先生も苦しい大変な問題だと思います。委員さんの考え・ご意見を聞かせていただければ、今後の対応に参考になると思います。</p>
<p>三木委員</p>	<p>未納されている方の状況にもよると思いますが、支払える状況にあるのかないかをまず確かめたうえで、本当に支払うことが難しい状況であるなら救済処置が必要だと思います。しかし、支払える状況にあるのであれば、子どものために親としての義務を遂行していただくことが大事だと思います。しかしながら、いろいろな考えの方がいらっしゃると思いますので、十分に話し合っ解決しなければ、最終的には法的手段ということもやむを得ないのではないかと思います。以上です。</p>

宇野委員長	はい。ありがとうございました。
阿部教育長	<p>よろしいですか。今、三木委員さんが言われました子どもの家庭の状況を見極めるということについては、先日の臨時校長会でも話をいたしました。やはり一番よく知っているのは学級担任、また地域の主任児童委員さんや民生委員さんであると思います。地域の実態をわかっている方にも意見を聞きながら、これまでも経済的に公的扶助が必要な家庭に対してはそのような体制をとってきております。今後、7月以降に教育委員会の対策班と学校が話をするのは、子どもの家庭状況をよく精査したいと思っております。払えるのに払わないのか、それとも十分な収入がなく払えないのかということを見極めれば、次の手立てを考えることができます。給食だけではなく、学業に対する援助も必要になってくるのではないだろうかと思っております。その点について、学校と家庭と教育委員会が話し合うことが大事だと思います。先ほども申し上げましたように48世帯ありますので、支援をしていくときに1ヶ月以上かかるのではないかという捉え方をしております。</p>
宇野委員長	はい。太田委員さんお願いします。
太田委員	<p>教育長さんの説明でいろいろ手を尽くして精査して、それでもお金があるのに支払わないという方に対して法的手段に訴えるしかないというお考えですので、私もそれでいいと思います。</p>
宇野委員長	はい。小野委員さんお願いします。
小野委員	<p>私は、民間といいますか一般社会で会社経営を行っておりますので、社会的ルール・約束事などの決まりを守れなければ、それなりの対応があるのは当たり前だと基本的には思っております。例えば、教育的な配慮という場合は、今ご苦労いただいておりますが、いろいろなご家庭を訪問し、調査をしていただいて、先ほどから言っておりますように払えないご家庭には公的な扶助を行う。そして残念ながら払わない方には、最終的には法的な措置をとるということ。これも一つの大きな教育の基本ルールといいますか、社会としての決まりごとでありますから、それは粛々と進めていただいた方が、かえって不公平感はないのではないかと思います。以上です。</p>
宇野委員長	<p>はい。それぞれお考えを言っていただきありがとうございました。私も今取り立てて話さないといけない新しい方法でもないのですが、義務教育というものは親が子どもたちの教育を保障するという親</p>

	<p>の義務だと思います。親の義務を差し置いて、学用品や給食を公に負担させるというのは話にならないと思います。大事なことは学級担任、自治会員、民生委員さんから情報を得て、子どもの事情を十分に聞くこと。小野委員さんも言われましたが、話合いの結果、払わない方にはつらい思いもありますが、子どもの親を訴えるということも仕方がないと思います。逆に言えば何十万という未納金を抱えてやっている学校側の立場も非常につらい思いがあると思います。今後いろいろ精査して判断をしたらいいと思います。以上です。</p>
小野委員	<p>少し話が変わるかもしれませんが、新居浜市の水道代というのはどのようなになっているのでしょうか。払わないときは、何ヵ月後かに止まるということではないのでしょうか。</p>
太田委員	<p>すぐには止まらないかと思います。</p>
小野委員	<p>すみません。また調べておいてください。失礼しました。</p>
阿部教育長	<p>今いろいろな意見を伺いまして、教育委員会事務局としましては、学校での話合い、そして教育委員会が入っての話合い、そしてそのような状況を見極めて最悪の状況の時には、話し合って支払われない場合はそのような手段をとるという方針で、また次回の7月定例会に6月末の話合いの報告もしたいと思いますが、このようなかたちで進めていってよろしいでしょうか。</p>
宇野委員長	<p>はい。基本的には教育長が言われた、あるいは事務局から説明があったような方向で進むということを確認させていただきたいと思います。そうしましたら学校給食については終わらせていただき、その他連絡等ありましたらお願いします。</p>
秋本次長	<p>はい。お手元にお配りしております平成22年度教科書採択の資料をご覧ください。平成22年度の教科書採択についてご説明申し上げます。1ページをお開きください。『I これまでの教科書採択の実施と今後の流れ』ということで、1.平成16年度以降は、新居浜市内の各小中学校が使用する教科書について、新居浜市教育委員会が採択することになりました。新居浜市では教科用図書採択委員会（採択委員会と言います）を設置し、教科書についての調査研究を行い、審議のもとに結果を教育委員会へ提出していくこととなります。審議に際しては、採択委員会に設置する調査員による専門的な調査研究、教科書閲覧の市民の意見、学校の評価表をとりまとめるなどの検討・審議を行いました。2.この内容を参考として、教育委員会で新しい教科</p>

書の採用を決め、要するに平成16年度はこのような内容で採択をして、平成17年度から採択された教科書を小学校で使用、平成17年度には中学校の教科書採択をして、平成18年度から採択された教科書を中学校で使用しているという状況になります。3.4年に一度の見直しを受け、平成20年度に小学校、平成21年度は中学校が教科書採択の年度となっております。小学校は新たに検定を受けた教科書がないため、文部科学省の通知による採択手順の一部簡略化により、平成20年度に採択が行われました。4.平成21年度は、中学校教科書の採択が行われました。5.平成22年度には小学校、平成23年度には中学校が、それぞれ学習指導要領改訂に伴う新教科書の採択を行うことになっております。今年度は小学校の教科書の採択を行う年になっております。そこで『Ⅱ 本年度（平成22年度）の教科書採択について』ですが、小学校用教科書については、平成23年度の新学習指導要領全面実施に合わせ、本年度、教科書採択を行うことになっております。教科書採択は「小学校用教科書目録（平成23年度使用）」に登録されている教科書（検定に合格した教科用図書）のうちから採択することになっております。採択にあたっては、関係法令及び文部科学省の示す採択の方法に基づき、市民からの意見、各学校からの教科書評価表、調査員による調査研究をもとに、新居浜市教科用図書採択委員会を設置し、これにおいて協議した結果を教育委員会に提示する。そして教育委員会で採択をしていただく。というような流れになっております。

2ページをお開きください。説明した教科書採択の流れ及び日程がこちらに図式化されて表示してあります。

3ページを見ていただきますと、教科書採択の流れを一覧表にしてあります。まず、6月3日（本日）の教育委員会定例会において教科書採択の手順を説明申し上げました。4日には調査員を人選して、お願いするという手続きになると思います。10日は展示会の準備をいたします。別子銅山記念図書館が展示会場となっておりますので、文部科学省の検定に合格した教科書を2セット常設して、市民の方どなたでも見ていただけるような準備をしたいと思います。15日には第1回の説明会を調査員に行い、合わせて調査員の委嘱を行いたいと思います。18日から7月4日まで教科書展示会が開始されます。24日には第1回採択委員会を行う予定にしております。そして7月4日に教科書展示会が終了。7日に学校の評価表を提出していただき、合わせて市民の方の意見の集約を行いたいと思います。8日は第2回の調査員のまとめをしていただきます。16日には採択委員会の予備日として、必要に応じて開催を予定しております。22日には採択委員会を行い、調査員のまとめや学校評価表のまとめの集約、あるいは市民の方の意見の集約したものを採択委員会で取りまとめを行うこと

	<p>になります。最終的には採択委員会で調査の結果を全てまとめさせていただきますまして、8月の教育委員会定例会にて教科書採択をしていただききたいと考えております。この日までには、採択委員会のまとめを各委員さんに見ていただいて、参考にさせていただくというような段取りで進めていきたいと思っております。</p> <p>本日、見本の教科書を1セット用意しております。小学校1年生から6年生の各教科分になり、1教科につき5、6社分の教科書がありますのでかなり多くなっております。1セットすべてをお渡しできませんので、4人の委員さんに4つに分けてお渡しいたします。6月、7月中に各委員さんでそれぞれ順番に回していただき、すべての見本教科書に目を通していただきたいと思います。8月定例会の決定までにいろいろと見ておいていただければと思います。なお、新居浜市教育委員会にも1セット、図書館には2セット常設しております。すべての教科書に目を通していただいてご検討していただければと思います。本日の定例会終了後にお渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>はい。本日の定例会から8月の定例会までの教科書採択の流れを説明していただいたのですが、何かご質問はありませんか。</p>
<p>小野委員</p>	<p>7ページに現在使用中の教科書が記載されておりますが、例えば小学校国語であれば1年生から6年生すべてが『光村図書』ということでしょうか。</p>
<p>秋本次長</p>	<p>はい。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>大きな宿題をいただきましたので、委員のみなさんよろしくお願いいたします。その他何かございますか。</p>
<p>曾我発達支援課長</p>	<p>はい。発達支援課からご報告いたします。</p> <p>平成22年度第5回新居浜市教育委員会定例会におきまして、議案第20号「新居浜市こども発達支援センター設置及び管理条例の議案送付について」をご審議、ご承認いただきましたが、市議会の条例議案として、市の総務課におきまして内容を検討していただきました。今回の「こども発達支援センター」につきましては「公の施設としてとらえることには無理があり、条例設置は必ずしも必要ない」という解釈により、教育委員会事務局といたしましては、6月議会へ提出することを保留し、9月議会に向け再度検討することといたしましたことを報告いたします。</p> <p>公の施設の用件といたしましては、地方自治法第244条におきま</p>

	<p>して「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設であること」とされております。「利用」とは、市民が施設そのものを直接利用することをいい、職員による相談、指導、療育等の行政サービスを求めて市民が庁舎を訪れることは、施設そのものを直接利用している訳ではないことから、この「利用」に当たらないという解釈によるものでございます。</p> <p>こども発達支援センターを訪ねることは、庁舎を訪れることと施設の利用形態面で考えても同義であり、いずれも施設を「利用」していることに当たらないということでございます。「公の施設としなければ市民が適正に利用できないか」という点におきましても、「管理条例を設置せずとも市民がスムーズに施設を利用できる」ということであれば、センターを公の施設とする必要性がないということになり、規程や要綱を制定すれば対応は可能という判断をいただいております。</p> <p>今後9月議会に向け検討し、報告をさせていただきます。以上です。</p>
高橋事務局長	<p>簡単にご説明させていただきます。例えば、市役所本庁舎は公の施設には該当しません。それと同じ考えで「こども発達センター」も本庁舎と同じような施設ではないかということです。例えば、図書館などは公の施設になるのですが、教育委員会事務局と市の総務課で考え方の相違がありましたので、調整してもう一度9月に検討して議会に提出できるようなら条例案として提出し、提出する必要はないということでしたら、提出しなくてもよいという判断のもとにそのままセンターを設置することとなります。簡単に言えば「こども発達支援センター」は市役所の本庁舎と同じ扱いで、条例を設置する必要はないですということです。</p> <p>前回、説明させていただいたのですが6月議会は見送らせていただいて、もう一度教育委員会事務局としても検討させていただいて、9月に提出するかどうかを考え、またご報告させていただきます。</p>
曾我発達支援課長	<p>庁舎の一部という考え方のようです。私どもとしましては、「こども発達センター」の存在を市民の方に知っていただきたい思いもありましたので、条例を設置するという目的もありました。総務課としては、そこまで必要ないという解釈の違いでした。</p>
太田委員	<p>公共施設になるかならないかで何か違うことはあるのですか。</p>
高橋事務局長	<p>条例設置が必要かどうかということになります。条例についてご審議いただいたのですが、総務課の考えとしましては、役所の本庁舎と同様の施設なのだから、条例設置は必要ないということでした。教育</p>

<p>宇野委員長</p>	<p>委員会事務局としては必要だと思っておりますので、見解の相違ということで、もう少し検討してみますという内容です。</p>
<p>阿部教育長</p>	<p>はい。他にありませんか。</p>
	<p>定例教育委員会資料の生徒指導関係についてご報告させていただきます。不登校につきましては、5日締めのため集計できておりません。現在集計中になりますので、7月に報告させていただきます。</p> <p>いじめについて4月の結果がありますのでご覧ください。中学校で1件、本人からの訴えがありました。内容は、4月20日朝、登校してくると女子生徒の上靴のなかに悪口を書かれた紙切れが入っていました。21日朝にすぐに状況を確認し、保護者の方にも連絡をして来ていただき、母親と学校の管理職で話し合いをして、名前を伏せて事例を公にして良いか確認し、許可をいただきました。22日に臨時学年集会を開き、いじめについて報告いたしました。その後、班に分かれて話し合いをするなど取り組みました。それ以後は現在まで報告されておりません。今のところは解決しているという捉え方をしております。</p> <p>次に不審者情報についてですが、4月に3件、5月に5件、合計8件の不審者情報を出しております。内容としましては、下半身の露出が6件、身体をさわるが2件と非常に危機感を感じており、特に5月に5件という報告を受けております。昨年度も下半身露出が川東校区や上部で報告されておりました。川東校区では車のナンバーを覚えておりましたので解決いたしましたが、上部が未解決のままの状態です。下半身露出、身体をさわるという性的な内容に偏りすぎていることに危機感を感じております。今日、各小中学校、幼稚園に対しても4月からの状況でもう一度注意をして欲しいと連絡をいたしました。中学校の部活動で総体が終わり1、2年生中心の新チームになってきておりますことから、安易に遅くならないよう、日没までには家庭に帰るように指導を依頼しております。不審者被害にあったのが、小学生男子が1名、中学生女子が7名と女子へ性的被害が多くなってきている状況です。</p> <p>続きまして不登校についてですが、小中連携の取組についての冊子をご覧ください。平成21年度「不登校対策ネットワーク向上事業」で小中連携について取り組みました。教育懇談会の時にも教育長の挨拶でも言っておりますが、中学校の不登校は3桁を下回り95名となりました。小中学校合計しますと118名という状況ではありますが一時よりは減少いたしました。昨年度に続き今年度も行いますが、北中校区の新居浜小・宮西小・北中、大生院校区の大生院小・大生院中の5校に指定校として取り組んでいただいております。その成果とは</p>

	<p>限りませんが、先生方の努力、また本人・家庭の努力があったと思います。中1ギャップということで中学1年生の不登校がいつも多い学校なのですが、昨年1年間を通して0名でした。前もって、不登校傾向に入る子どもに対して先に兆候を知り、指導に取り組むことができた成果で、子ども理解がずいぶん進んだからではないかと思っております。この1年間の取組がここに記載されておりますので、またご参考にしていただければと思います。</p> <p>次にフランクリン高校と新居浜市の中学生の海外派遣事業の一環として相互交流をしております。フランクリン高校の生徒が6月18日18時12分のJRで新居浜駅に到着し、6月23日朝に次の目的地に出発します。18日から23日までの日程で新居浜市の家庭にホームステイを行います。それから、新居浜市からフランクリン市へ訪問するのは10月31日からとなっております。ご参考に目を通しておいください。</p> <p>次にトップアスリート事業ということで、文部科学省から平成22年度スポーツ選手活用体力向上事業という事業があります。6月18日に大生院小学校にバドミントンで水井 妃佐子さんに来ていただきます。あまり聞いたことがないかもしれませんが、バルセロナオリンピック、アトランタオリンピックに出場した選手です。大生院小学校は地域にバドミントンクラブがありますので希望いたしました。昨年はソフトボールの宇津木 妙子監督が角野小学校へ来られました。以上です。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>はい。次に愛媛県市町教育委員会連合会についてお願いします。</p>
<p>関社会教育課長</p>	<p>先ほどの教育長報告にもありましたけれども、7月16日に今年度の愛媛県市町教育委員会連合会の定期総会が新居浜市で行われます。場所はリーガロイヤルホテル新居浜2階、時間は10時30分開始となっております。内容につきましては、最後のページを見ていただければと思うのですが、10時30分から総会行事が行われまして、昼食をはさんで、午後は記念講演ということで、広瀬歴史記念館の名誉館長・住友史料館の副館長の末岡 照啓先生に「もうひとつの『坂の上の雲』」ということで、別子銅山で植林等を行った伊庭貞剛、あるいは広瀬幸平の歴史を坂の上の雲の時代背景、明治時代の日清・日露戦争の時期とも重なりますので、焦点をあててご講演をしていただくということでお願いしております。終了は14時30分を予定しております。ご参加のほどよろしく願いいたします。以上です。</p>
<p>宇野委員長</p>	<p>7月16日ですので、よろしく申し上げます。 それでは、次回開催日を決めさせていただきたいと思っております。</p>

阿部教育長	<p>7月1日が第1木曜日なのですが、1日ですと生徒指導関係の不登校の実態についての報告ができなくなり、1学期の報告ができなくなります。教育委員会では不登校を第1課題としておりますので、できれば第2木曜日をお願いします。</p>
宇野委員長	<p>7月の定例会は7月8日木曜日16時00分より開催させていただきます。それでは、平成22年第6回新居浜市教育委員会定例会を一度閉会いたします。ありがとうございました。</p> <p><以下、非公開にて審議></p> <p>新居浜市教育委員会会議規則第54条の規定により署名する。</p> <p>委員名</p> <p>委員名</p>